

レジャー憲章

1970年

国際レクリエーション協会制定

レジャーとは人間が仕事やその他の責務をなし終えた後に、個々人が自由に処理できる時間である。この時間帯の活用はなにもものにもかえがたく重要である。

レジャーとレクリエーションとは、今日の生活様式によって人間が直面する多くの欲求を補償する基盤を作り出すものである。さらに重要なことに、これらは身体的休養やスポーツに参加することや美術、科学、自然を享受することなどによって生活を豊かにする可能性を提供してくれる。都市の生活であれ、田舎の生活であれ、人間生活のあらゆる面でレジャーは重要なものである。レジャー活動は人間の天賦の才（意志力、知力、責任感や創造的能力の自由な表現）を伸ばす機会を提供してくれる。レジャーは自由な時であり、その時間に人間として、またその属する社会の生産的な一員として自己の価値を高揚することができる。

レクリエーションとレジャー活動とは、人と人、世界の国々の間に良き人間関係を打ち立てるために重要な役割を果たすものである。

第1条（レジャーに対する権利）

人はすべてレジャーに対する権利を有する。この権利には、合理的な労働時間、正規の有給休暇、好ましい旅行条件およびレジャー活動の有効性を高めるために施設、場所、設備等を利用する正当な機会を与える妥当な社会的計画が含まれる。

第2条（個人の自由）

完全な自由のもとにレジャーを享受する権利は絶対的なものである。個人的なレジャーの追求に必要な諸条件は、レジャーの集団享受の場合と同程度に保護されなければならない。

第3条（レクリエーション資源活用の権利）

人はすべて、公開されているレクリエーション施設、湖水、海、森林地帯、山岳などの自然地区や一般オープンスペースを容易に活用する権利を有する。これらの地域、そこにある動物および植物は保護され保存されなければならない。

第4条（あらゆるレクリエーションへの参加の権利）

人はすべて、年齢、性、教育程度に関係なく、スポーツ、ゲーム、野外生活、旅行、演劇、踊り、絵画、音楽、科学研究や手芸工作などレジャー時間に行なわれるあらゆる形態のレクリエーションに参加し、指導を受ける権利を有する。

第5条（自治体、専門家等の役割）

レジャーは、自治体、都市計画専門家、設計技師、民間団体が、レジャーはかく活用すべしと決定し押しつける意味にお

いては組織されるべきものではない。これらの組織や専門家は、人が個人の趣味や本人の責任においてレジャー活動の選択を行なうことができるように、レジャー活動の機会、美的環境、レクリエーション施設の計画をうみ出し、また援助しなければならない。

第6条（レジャー教育への権利）

人はすべて、レジャーの楽しみ方を習得する機会への権利を有する。家庭、学校、地域社会はレジャーを最も賢明な方法で活用する技術を教えなければならない。児童、青少年、成人は学校、教室、講習会等を通してレジャーの基礎知識として重要な技能、態度、理解をひき出す機会を与えられねばならない。

第7条（レジャー教育の推進）

レジャー教育の責任は今の所、数多くの機関や団体によって分担されている。あらゆる人びとの利益のため、またさまざまな行政段階における資金および有効な援助を目的的に役立てるために、レジャー教育の責任はレジャーに関心を示すすべての公共、民間の組織が十分に協調して果たさなければならない。最終目標はレジャーのコミュニティに向けられなくてはならない。いずれの国であっても、開設が容易であれば、レクリエーション研究をめざして特別な学校が設立されるべきである。こうした学校はレクリエーション・プログラムをすすめる、レジャー時間において、選択の自由を束縛しない範囲内で、個人、グループを援助する指導者の養成訓練を行なう。こうしたサービスこそ、人間の最上の創造的努力に価値するものである。